

明治十七年

他國積累為持案之鴉片取締方針
大藏省より協議一件

外務省

3-0054

0405

十月二十一日編

十月二十一日編
電報抄

十月二十一日編
主任

合

ヨコハマセイワシヤウ
横濱税関長

グワイムセウ
外務省

アリシマ

アサタ

他國積込
タコクヘツミオクルタメニヨコハマニモチキタル

類報濟

アヘンハソノカウニテトリシマリヲイカニスルヤマ

之我
タクコレヲワカシヨウセンニツミカエテグワイコ

クニユクハサシツカエナキヤカツソノレイアリヤ

記録局寫了

テ
ン
シ
ン
ニ
テ
ク
ワ
イ
ト
ウ
ア
レ

外務省

3-0054

0406

別紙

電行談

外國へ積送ルもの積渡へ持来タル何片ヲ他船
 積移スノ例無シ然ルニ本日着スヘキ船積
 上未タル故他船船移ヲ敷出タリ直ケ許シ
 テハ船中不取歸ノ懸念アルニ因リ一應枚
 関、出揚セシメ積返シノ敷ヒシ待テ相渡ラハ
 不取歸ノ懸念モ益ク又轉入禁制ノ目的ヲ
 モ達スヘシ右例外ノツキ至急電信ニテウチ
 有リ度シハ至急付外務省ヨリヨ寄ネ来リ居
 ル故右取扱ノ決定相成ラハ直グ全者淺
 田書記長方迄ウチ報スルノ敷フ

十月廿二日

濱松副官長有島 武

主税官長郷地造 勉

主税局

十月二十四日編輯渡

明治三十年十月廿二日起草

十月二十三日繕寫

向 年 月 日 發 達

卿 了 了

輔 公 信 局 長 律 令

主任

公第九九號

類 郵 濟

六



記録局編了

大日本郵政事務及外務省事務

外國ノ往來ノ爲メ其ノ往來ノ便ニ於テ船ノ往

來ノ便ニ於テ船ノ往來ノ便ニ於テ船ノ往來ノ便

ノ便ニ於テ船ノ往來ノ便ニ於テ船ノ往來ノ便

外務省

船ノ往來ノ便ニ於テ船ノ往來ノ便ニ於テ船ノ往來ノ便

ノ便ニ於テ船ノ往來ノ便ニ於テ船ノ往來ノ便

ノ便ニ於テ船ノ往來ノ便ニ於テ船ノ往來ノ便

ノ便ニ於テ船ノ往來ノ便ニ於テ船ノ往來ノ便

ノ便ニ於テ船ノ往來ノ便ニ於テ船ノ往來ノ便

ノ便ニ於テ船ノ往來ノ便ニ於テ船ノ往來ノ便

其数は... 校同... 報...